

背景

- 平成25年10月に鳥取県が、全国で初めて「鳥取県手話言語条例」を制定、愛知県でも平成28年10月に「手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定
- 令和元年5月に豊田市議会自民クラブ議員団から「地域共生社会の実現を求める要望書」の提出があり、地域共生社会の実現のため、コミュニケーションに関する条例の制定に対して前向きに検討していく旨の回答
- 令和2年4月17日時点において、全国の341の自治体(28道府県、313市区町村)で手話言語条例またはコミュニケーション条例が制定されている。(県内：8/54市町村、中核市：28/60市)

※出典：全国手話言語市区長会

条例の基本的な考え

障がい者、外国人、高齢者、子どもなど、誰もが共生できる社会の実現

- 障がいの有無や年齢、国籍を問わず、誰もが安心して暮らせる**地域共生社会の実現**
- 多様なコミュニケーションを通じ、市民一人ひとりが地域社会とつながり、暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会の実現

① 互いを認め合える市民意識の醸成

- 手話言語の理解をはじめ、コミュニケーションを交わすための多様な個性を認め合う**相互理解の促進**
- 多様なコミュニケーションの背景にある歴史や文化を理解し、個々の人間として対等に向き合う意識の醸成

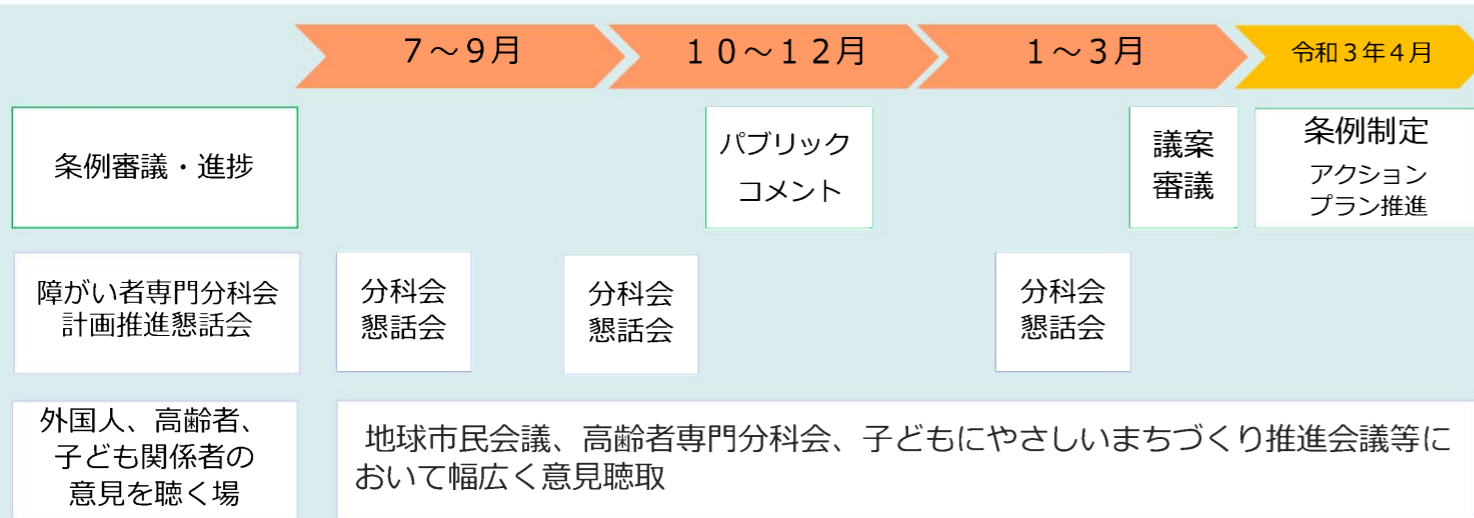
② 多様なコミュニケーション手段*の利用を促進するための環境整備

- 障がい者、外国人、高齢者、子どもなどを想定した多様なコミュニケーション手段の利用促進、情報保障
- 相互理解のもと自然に配慮ができる人材の育成及び専門的な技能を持った人材の確保

※ 多様なコミュニケーション手段

音声言語の日本語や外国語を含め、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、代筆、代読、拡大文字、触覚を使った意思疎通、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置、電子機器を用いた翻訳手段、やさしい日本語その他の要配慮者が他者との意思疎通を図るための手段(要配慮者の意思疎通を補助するための手段を含む。)をいう。

条例策定に向けたスケジュール(令和2年度)



条例骨格(案)

前文(地域共生社会の実現)

- コミュニケーションを交わすために相互理解が必要であり、違いを認め合い、地域共生社会を実現する

第1条 目的

- 手話が言語であることへの理解とその普及
- 多様なコミュニケーション手段の普及

第2条 定義

- ろう者、要配慮者、社会的障壁、多様なコミュニケーション手段、通訳者等

第3条 基本理念

- 手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有する言語であり、日常生活及び社会生活を営むために受け継いできた言語である認識のもと普及すること
- 要配慮者へのコミュニケーションは、相手の環境を理解し、意思が伝わるように行うこと
- 多様なコミュニケーション手段を尊重し、その選択の確保、利用機会の拡大を図られるようにする

第4条 市の責務

- 基本理念にのっとり施策を実施し、市民、事業者、当事者と連携を図り、施策を推進する
- 施策を推進するに当たっては、当事者、通訳者等の意見を聴き、尊重する

第5条 市民の責務

- 基本理念の理解を深める、市の実施する施策に協力するように努める

第6条 事業者の責務

- 市の実施する施策に協力するように努める
- 要配慮者に不利益が生じないように多様なコミュニケーション手段の利用の推進に努める

第7条 施策の基本方針

- 施策を推進するための計画を定める

第8条 手話言語の理解の促進等

- 手話言語の理解を促進する
- 手話言語で交流でき、自然に身に付けられる場を確保する施策

第9条 要配慮者への理解の促進

- 要配慮者への理解を促進させ、相手の意思を尊重したコミュニケーションを交わすために必要な措置を講ずる

第10条 多様なコミュニケーション手段の利用の促進等

- 多様なコミュニケーション手段について学び、習得できるような機会の確保又はその支援に努める

第11条 通訳者等の養成及び確保

- 市は、養成事業等を実施し、通訳者等の確保に努める

第12条 財政上の措置

- 市は、施策を実施するための予算の措置を講ずるよう努める

アクションプランの趣旨

- (仮) コミュニケーション手段の利用促進に関する条例 (以下、条例という。) で掲げた内容について、具体的な推進施策をアクションプランで定め、**計画的かつ積極的に**事業を推進する。
- 条例では、市民、事業者、行政が取り組む事項 (責務・役割) を規定しているが、アクションプランでは、条例で位置づけた事項の推進のため、市が主体的に進める内容を具体的に示す。
- 条例の内容は、市の事務全てに関係することであり、アクションプランを通じて、コミュニケーションの格差の是正を図るため、**市の全ての部署**において取組を進めるとともに**市民、事業者における取組**を促していく。



市が目指すべき方向性

【条例の基本的な考え方】

障がい者、外国人、高齢者、子どもなど、誰もが共生できる社会の実現

- ① 互いを認め合える市民意識の醸成
- ② 多様なコミュニケーション手段の利用を促進するための環境整備



【アクションプラン推進のポイント】

- ・ 人材育成の取組の推進
- ・ 市民と共に取り組む施策の推進
- ・ ICTの活用による効果的な情報戦略



【ミライのフツー (めざす姿)】

- ・ コミュニケーション格差がない地域社会
- ・ 相互理解のもと自然に配慮ができる市民や職員
- ・ 多様な市民を想定した分かりやすい文章や説明



アクションプランの指標

アクションプランの達成度を示す指標は、各計画にアクションプランの項目をリンクさせ確認していく。

アクションプランの計画的な推進

障がい者	外国人	高齢者	子ども	ICTの推進
障がい者ライフサポートプラン	国際化推進計画	高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	子ども総合計画 教育行政計画	(仮) ICT活用アクションプラン

【成果目標】 各計画においてアクションプランの達成度を測る指標を設定

アクションプランの体系

アクションプランで推進していく項目・ねらい	障がい者	外国人	高齢者	子ども	具体的な事業例 (★重点事業候補)
① 互いを認め合える市民意識の醸成					
手話は言語であることへの理解促進	◎		○	○	【新規】★(仮) 手話言語ふれあいサロン 【新規】★条例の要点をまとめたリーフレット等の作成・情報発信 【拡充】★子どもを対象とした福祉実践教室の充実 【新規】・大規模イベント等への出展 (条例理解啓発) 【拡充】・心のバリアフリーの推進 (出前講座、職員研修) ・障がい者理解啓発事業 (ガイドブック等) ・傾聴ボランティア
障がい者に合わせたコミュニケーションの理解・尊重	◎		○	○	
外国人等の多様な文化や背景への理解促進		◎	○	○	・ 国際理解教育 (小・中・特支) ・ 国際理解教育セミナー (一般) ・ ナショナルデー事業 (一般) ・ 異文化体験学習行事 ・ 地域特性をいかした多様な外国語の体験学習
当事者等の意見表明・意見を聴く場の確保	◎	◎	◎	◎	・ 障がい者計画推進懇話会、地球市民会議、子ども会議 ・ 高齢者クラブ、子ども会育成連絡協議会、PTAとの連携
② 多様なコミュニケーション手段の利用を促進するための環境整備					
より多くの市民に伝わるコミュニケーション手段の工夫	◎	◎	○	○	【新規】★ICTを活用した翻訳及び聞こえ等の支援 (遠隔通訳サービス、電話通訳、ヒアリンググループ等) 【拡充】★災害時における多様なコミュニケーション手段の利用促進 【新規】★(仮) コミュニケーション促進補助制度の検討 【拡充】・市長記者会見 (手話及び字幕)、報道発表やイベントでの手話通訳者・要約筆記、翻訳者等の派遣 【拡充】・コミュニケーションボードの活用 ・ 多言語での情報提供 (暮らし、防災、健康等) ・ 通訳職員の配置、翻訳事業 ・ 市HP、広報とよたデジタルブック (多言語化)、UDフォント
わかりやすい情報提供体制の推進	◎	◎	◎	◎	【新規】★ユニバーサルシティとよた (UCT) ガイドラインの策定 (USTの改定) 【新規】・「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」の策定 (多言語化ガイドラインの改定) 【拡充】・状況に適合したやさしい日本語の積極的な活用
手話通訳者、障がいにあわせたコミュニケーション手段等通訳 (理解) 者の育成・学習支援	◎	○	○	○	【新規】★市民向け体験講座 (手話、点字、やさしい日本語等) 【新規】・音訳者養成講座 ・ 手話通訳者養成講座 【新規】★職員向け研修 (手話、点字、やさしい日本語等) ・ 認知症サポーター養成講座 【拡充】・要約筆記、点訳等の通訳者養成講座 ・ 日本語教室の開催